

平成28年10月6日
(独)自動車事故対策機構

安全性能に変更がある車両の車種選定における取扱いについて

1. 経緯

自動車アセスメントの評価結果は、評価を受けた車両の安全性能に変更があった場合は有効ではなくなることから、評価結果が一定期間有効に活用されるように、通常の場合、安全性能に変更があると考えられるフルモデルチェンジが行われる予定がある車種については、評価実施予定期間内(年度の前期又は後期の期間中)にフルモデルチェンジが行われた後の車両の評価を完了することができない場合は、選定の対象としない取扱いをしてきた。

しかしながら、予防安全性能に関する変更については、フルモデルチェンジが行われない場合であっても、評価に係る安全性能が大きく向上する場合があることから、どのような変更の場合であればフルモデルチェンジが行われた場合と同様の取扱いを行うことが適当であるかについて検討する必要がある。

また、マイナーチェンジの場合の取扱いについても、安全性能に変更がない場合のものであることを明確化する必要がある。

2. 予防安全性能の変更の取扱い

予防安全性能は、プログラミングの変更など電子的な変更により容易に性能向上を行うことが可能であることから、頻繁にユーザーに公表されないマイナーな機能向上が行われることが考えられるため、全ての変更をフルモデルチェンジと同様に扱うことは適当ではないと考えられる。

このため、予防安全性能の向上に係る変更のうち、向上があったことがユーザーに認識されるように広報される大きな変更(例:装置のバージョンアップ、装置の機能追加、装置の性能向上)がある場合のみ、フルモデルチェンジに相当するものとして取り扱うものとする。

3. 選定に係る規定の変更案

(1) 「予防安全性能試験対象車種の選定方法について」(平成28年度第一回自動車アセスメント評価検討会決定)の一部変更案

(旧)

「3. 自動車制作者等への調査による試験対象車種の選定について

- ① 早期にフルモデルチェンジ等が行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。
- ② マイナーチェンジを予定している選定車種は、12月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。」

(新)

「3. 自動車製作者等への調査による試験対象車種の選定について

- ① 次年度の9月末までにフルモデルチェンジ等による装置の変更により、「2.」の

選定順序が一番高い項目に係る装置の性能変更が実施され、かつ、メーカー又はインポーターの広報による当該変更の公表が行われる予定の車種は、評価実施予定期間内(年度の後期の期間中)に性能向上後の車種を購入して評価を実施できる場合を除いて、選定の対象としない。

- ② 評価予定項目に係る装置の性能に変更がないマイナーチェンジを予定している車種が選定対象となった場合は、12月末までに当該車種のマイナーチェンジ後のものを調達することができる場合はマイナーチェンジ後のものを調達し、できない場合はマイナーチェンジ前のものを調達する。」

(2) 「自動車アセスメント(全体)対象車種の選定方法」(平成28年度第一回自動車アセスメント評価検討会決定)の一部変更案

(旧)

「3. 自動車制作者等への調査による試験対象車種の選定について

- ① 早期にフルモデルチェンジ等が行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。
- ② マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期にあつては8月末、後期にあつては12月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。
- ③ (略) 」

(新)

「3. 自動車製作者等への調査による試験対象車種の選定について

- ① 早期(年度の前期における評価のための選定にあつては年度内の3月末まで、年度の後期における評価のための選定にあつては次年度の9月末まで)にフルモデルチェンジが行われる予定の車種は、評価実施予定期間内にフルモデルチェンジ後の車種を購入して評価を実施できる場合を除いて、選定の対象としない。
- ② マイナーチェンジを予定している車種が選定対象となった場合は、前期にあつては8月末、後期にあつては12月末までに当該車種のマイナーチェンジ後のものを調達することができる場合はマイナーチェンジ後のものを調達し、できない場合はマイナーチェンジ前のものを調達する。
- ③ (略) 」